

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">建築・測量・調査等業務委託標準契約約款</p> <p>（契約の保証） 第4条（略） <u>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u> <u>3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。</u> <u>4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第49条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u> <u>5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</u> <u>6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</u></p> <p>（前金払） 第31条（略） <u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u> <u>3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</u> <u>4 受注者は、契約金額が著しく増額された場合においては、その増額後の契約金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">建築・測量・調査等業務委託標準契約約款</p> <p>（契約の保証） 第4条（略） <u>（新設）</u></p> <p><u>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。</u> <u>（新設）</u></p> <p><u>3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</u> <u>4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</u></p> <p>（前金払） 第31条（略） <u>（新設）</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</u> <u>3 受注者は、契約金額が著しく増額された場合においては、その増額後の契約金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>5</u> 受注者は、契約金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の4を超えるときは、受注者は、契約金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第33条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。</p> <p><u>6</u> 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p><u>7</u> 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、超過額の返還が発生した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき財務大臣が決定した率により計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>（保証契約の変更）</p> <p>第32条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p><u>3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>4</u> 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期限の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p><u>第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</u></p> <p><u>(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。</u></p>	<p><u>4</u> 受注者は、契約金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の4を超えるときは、受注者は、契約金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第33条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。</p> <p><u>5</u> 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p><u>6</u> 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、超過額の返還が発生した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき財務大臣が決定した率により計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>（保証契約の変更）</p> <p>第32条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p><u>3</u> 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期限の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。</u></p> <p><u>(3) 第40条、第41条又は第42条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u></p> <p><u>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第40条、第41条又は第42条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。</u></p> <p><u>(2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</u></p> <p><u>3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</u></p> <p><u>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</u></p> <p><u>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</u></p> <p><u>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</u></p> <p><u>4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から既履行部分に相当する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行遅滞が発生した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき財務大臣が決定した率により計算した額とする。</u></p> <p><u>6 第2項の場合（第41条第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</u></p> <p>（賠償の予約） 第50条（略）</p>	

改正後	改正前
<p><u>(受注者の損害賠償請求等)</u></p> <p><u>第51条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第44条又は第45条の規定によりこの契約が解除されたとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u></p> <p><u>2 第30条第2項(第34条において準用する場合を含む。)の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延が発生した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき財務大臣が決定した率により計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</u></p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>(保険)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>(契約以外の事項)</p> <p>第57条 (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>(保険)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>(契約以外の事項)</p> <p>第55条 (略)</p>